

## 第4章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### 1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する方針

#### (1) 整備に関する方針

風格と安らぎのある「城下町・水戸」の歴史的風致の維持・向上を図るため、現存する各種の歴史的資産に磨きをかけ、核となる資産の周辺環境の向上やまちなみの形成を図るとともに、それぞれの資産を回遊ルート等で有機的に連携させる。

また、現存する史跡の整備や戦災などで失われた文化財の復原を図り、関東でも有数の城下町であった水戸のイメージ向上に努め、市民が自らの歴史と文化に高い誇りと愛着を持てるような「歴史まちづくり」を推進する。

なお、施設の整備にあたっては、市歴史的風致維持向上計画協議会や市文化財保護審議会の意見を聴くなど歴史や伝統を踏まえたものとするとともに、特に復原については、確実な史料や調査に基づくものとする。

#### (2) 管理に関する方針

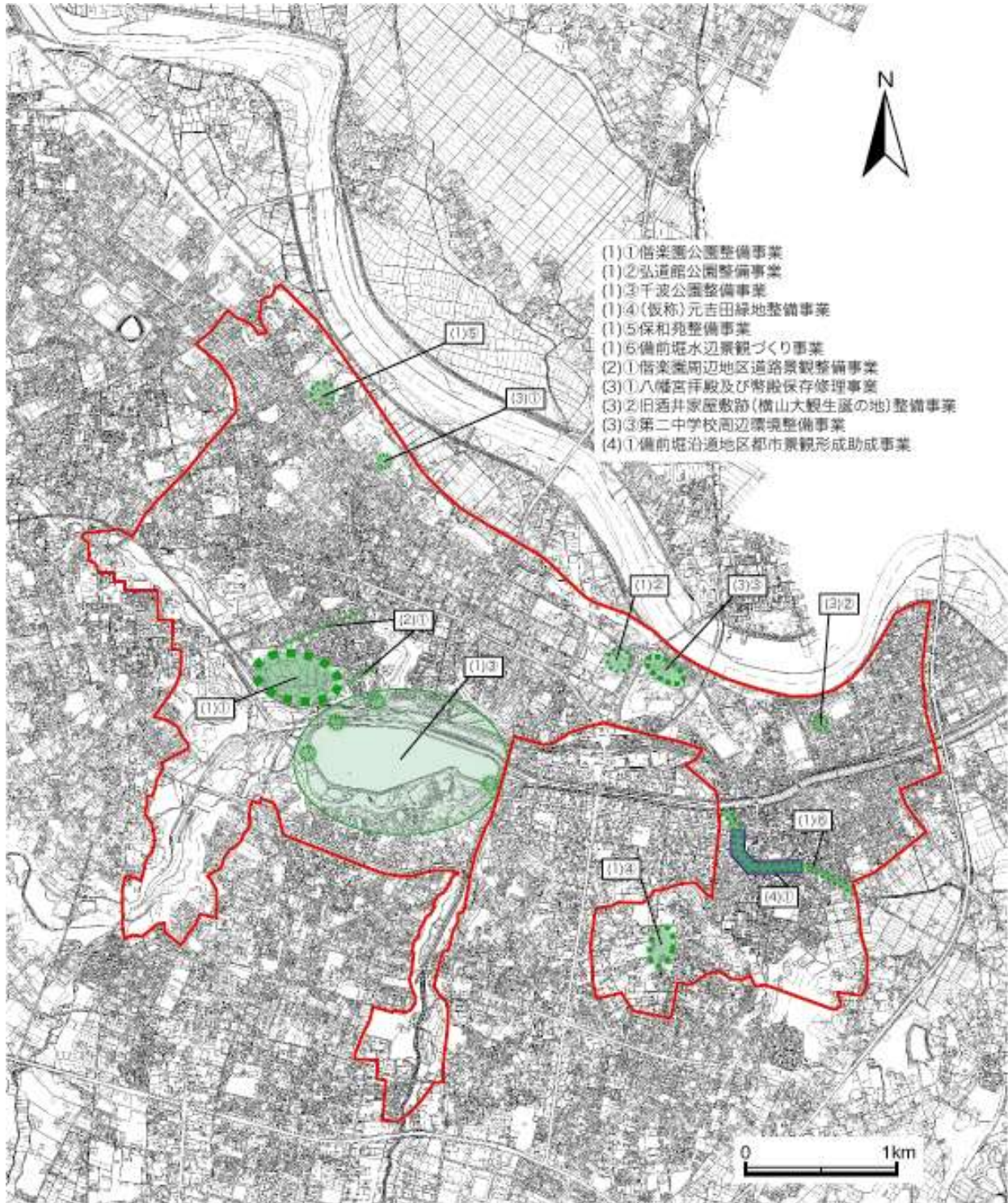
県や市が管理者となっている施設に関しては、それぞれの施設担当課が修繕等の日常管理や災害時の対応復旧を行い、利用者の便と安全確保に努める。

また、法人や個人が管理する施設については、水戸の歴史的風致を構成する重要な資産であることを自覚の上、その管理にあたるとともに、行政はその保全・管理に対し支援を行う。

さらに、地域住民や市民団体による施設の清掃などのボランティア活動を促進し、官民協働による管理を積極的に推進する。

## 2 整備及び管理に関する具体的事項

### 【整備事業箇所の一覧】



## (1) 都市公園の維持及び整備に関する事項

### ① 偕楽園公園整備事業

【施設の種類】 公共施設（公園）

【整備主体】 茨城県

【活用する事業名称】

県単独事業，都市公園事業

【事業期間】 昭和43年度～平成25年度

【位置】 常磐町地内ほか

【事業の概要】

- ・好文亭等現存する歴史的建造物の保存修理，表門の周辺整備，土塁整備，園路整備，植栽整備 等

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

偕楽園公園は，国指定史跡・名勝「常磐公園」の範囲を含む都市公園であり，千波湖など周辺区域を含んだ豊かな自然環境の中の歴史的文化遺産として，本市の歴史的風致を形成する中核的な施設である。

平成19年度茨城県が策定した保存活用計画に基づき，年次的に保存整備を実施するとともに，指定地の範囲外の公園・緑地においても，偕楽園の借景としての景観構成に配慮した整備を実施し，本園の造園思想をも反映した歴史的風致の維持向上を図る。



当該地区の古地図

## ② 弘道館公園整備事業

【施設の種類】 公共施設（公園）

【整備主体】 茨城県

【活用する事業名称】

県単独事業

【事業期間】 平成21年度～

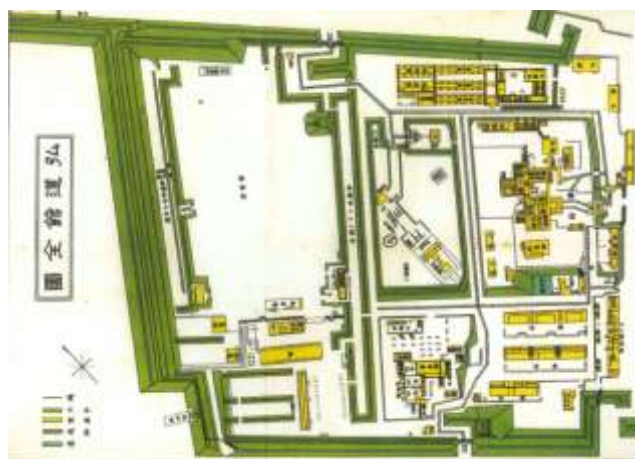
【位置】 水戸市三の丸地内

【事業の概要】

- ・保存活用計画の策定，施設の保存修理，案内施設の整備 等

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

弘道館公園は、国指定特別史跡「旧弘道館」の範囲に開設された都市公園である。本市の歴史的風致を形成する中核的な施設であり、保存活用計画の策定はその維持向上に大きく寄与するものと考えられる。当該計画策定後は、計画に基づき年次的に当該計画に基づく保存整備を行い、周辺の良い市街地の環境の形成を図ることとする。



当該地区の古地図

### ③ 千波公園整備事業

【施設の種類】 公共施設（公園）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

まちづくり交付金事業

【事業期間】 平成 21 年度

【位置】 水戸市千波町地内

【事業の概要】

- ・ 進入路整備工事
- ・ 親水空間，園路整備工事
- ・ 照明灯設置工事

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

本市の中心部に位置する千波湖は、古くは水戸城の要害あるいは洪水を防ぐ堀及び農業用水としての機能を有していた（現在も、湖水の一部は桜川を通し農業用水に利用されている）。徳川斉昭により偕楽園が造園されてからは、周辺の緑地とともにその借景としての役割も果たすようになった。昭和期の埋立てにより湖の面積は縮小されたが、周辺部を含め都市公園「千波公園」としてその整備が図られきた。また、昨今は偕楽園公園や隣接する周辺の桜川緑地，沢渡川緑地，紀州堀緑地，逆川緑地を含めた大規模公園として、一体的にその景観形成が図られている。千波公園は、この大規模公園の中核となる水辺環境を構成しており、その整備は、偕楽園本園の借景としての歴史的風致を生かした景観形成に必要なものである。今後とも、関係機関と協議し、大規模公園と一体的に景観形成を図ることとする。



当該地区の古地図

#### ④ (仮称) 元吉田緑地整備事業

【施設の種類】 公共施設 (公園)

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

まちづくり交付金事業

【事業期間】 平成 21 年度

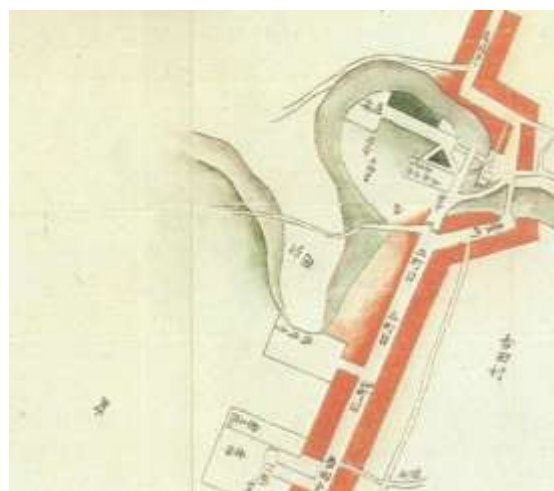
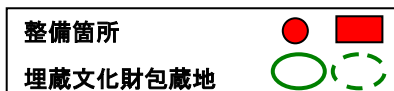
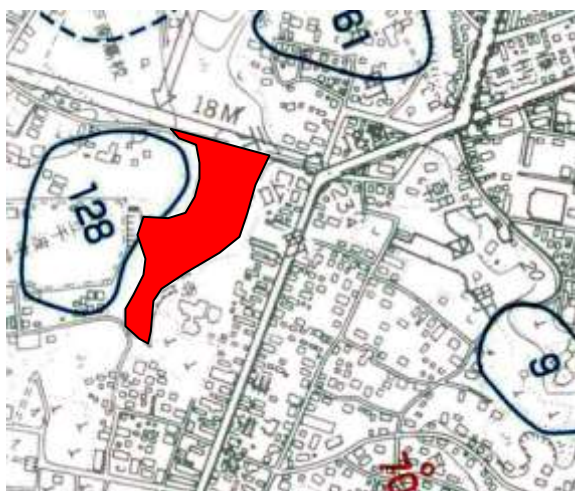
【位置】 元吉田町地内

【事業の概要】

- ・ 造成, 園路整備工事

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

当該緑地は、千波湖をめぐるいわゆる「八沢」のうちのひとつ「鯉沢」にあたり、市街地に残された貴重な谷津状の緑地である。本市において維持向上すべき歴史的風致である吉田神社や薬王院に近接した貴重な自然環境であり、今後、都市緑地として適切に整備・保全を図ることにより、周辺地域の歴史的風致の維持・向上を図るものである。



当該地区の古地図

### ⑤ 保和苑整備事業

【施設の種類】 公共施設（公園）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

まちづくり交付金事業

【事業期間】 平成 21 年度

【位置】 松本町地内

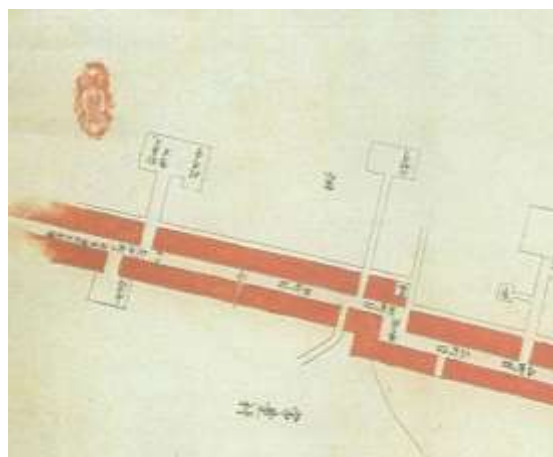
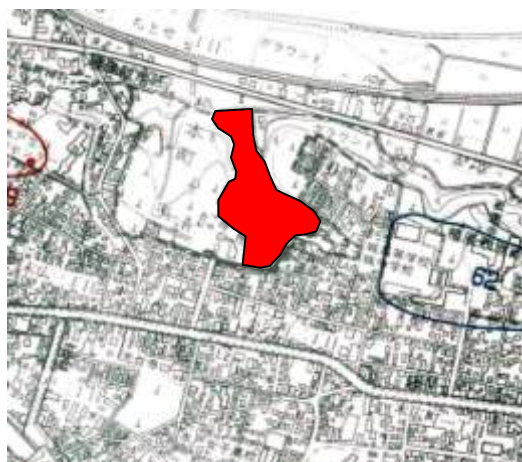
【事業の概要】

- ・階段，園路整備工事



【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

保和苑は、元禄時代、徳川光圀（水戸黄門）が寺（桂岸寺）の庭を愛し保和園と名付けたのが始まりといわれている。この保和苑周辺は歴史的建造物や史跡が集積し、本市において維持向上すべき歴史的風致である八幡宮周辺の良好な市街地の環境の一角を形成しており、歴史的な名残を残すまちなみの一体的な景観づくりを進めていくものである。



当該地区の古地図

### ⑥ 備前堀水辺景観づくり事業

【施設の種類】 公共施設（公園）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

市単独事業

【事業期間】 平成 21 年度

【位 置】 本町，紺屋町ほか

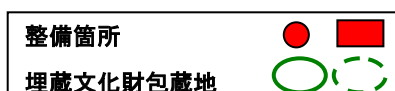
【事業の概要】

・実施設計

（照明塔の設置，階段・緑道の補修など）

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

備前堀は，初代水戸藩主徳川頼房の命により，慶長 15 年(1610)，関東郡代伊奈備前守忠次が中心となって，農業用水を確保するため，千波湖の水を涸沼川に注ぐよう整備した用水堀で，現在も農業用水路として利用されている。平成 14 年に沿道の一部が市の都市景観重点地区に指定されており，また，本市において維持向上すべき歴史的風致である吉田神社の祭礼が巡幸する場所でもある。今後とも，備前堀の歴史性を生かし，道路や水辺に沿って良好な市街地景観の形成を推進する必要がある。



当該地区の古地図



## (2) 道路、駐車場の整備に関する事項

### ① 偕楽園周辺地区道路景観整備事業

【施設の種類】 公共施設（道路）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

まちづくり交付金事業

【事業期間】 平成 20 年度～平成 21 年度

【位置】 常磐町 2 丁目地内ほか

【事業の概要】

好文亭表門通り

国指定史跡・名勝「常磐公園（偕楽園）」の表門への導入路である「好文亭表門通り」及び御成門への導入路である「偕楽園御成門通り」の道路改良及び電線共同溝整備を実施し、周辺地区の歴史的風致の向上を図る。

- ・好文亭表門通り（市道上市 217 号線，218 号線）
- ・偕楽園御成門通り（市道上市 229 号線）

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

偕楽園の歴史的風致の維持向上においては、偕楽園記に記される設計思想に基づき、来訪者を本来の正門である「表門」に誘導することが課題となっている。当該事業は、表門へのアクセスルートである「好文亭表門通り」及びそれを補完する「偕楽園御成門通り」の道路景観に歴史的イメージを付与し、中心市街地側から来訪者の誘導を図るものである。また、当該道路の沿道においては、市民の景観やまちなみに対する意識の向上が誘発され、偕楽園周辺の良好な市街地の環境の維持向上が図られることが期待できる。



整備箇所

埋蔵文化財包蔵地



当該地区の古地図

## ② 北三の丸通り道路景観整備事業

【施設の種類】 公共施設（道路）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

社会資本整備総合交付金  
（都市再生整備計画事業）

【事業期間】 平成 25 年度～平成 29 年度

【位 置】 三の丸地区内ほか

北三の丸通り（都市計画道路 3・4・14 号栄町若宮線）



【事業の概要】

北三の丸通り（都市計画道路 3・4・14 号栄町若宮線）の道路改良及び電線共同溝を実施し、周辺地区の歴史的風致の維持及び向上を図る。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

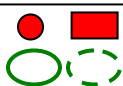
北三の丸通り（都市計画道路 3・4・14 号栄町若宮線）は、初代藩主徳川頼房が寛永 2（1625）年の水戸城大改修に伴って整備したもので、水戸城内の主要な街路の一つである。天保 12 年（1841）の弘道館創設後は、諸生（生徒）の登下館にも利用されていた。

北三の丸通りは、現在でも道路の屈曲や勾配は古地図のまま維持されているものの、電柱・電線が多く、現代的な歩道や車道が歴史的景観にそぐわないものとなっている。

当該事業は、電線の地中化や道路の拡幅、車道・歩道の再整備を行うことで、近隣の小学校、中学校、高等学校に進学する児童・生徒の数が多く見られるようになり、学問の府として多くの藩士の子弟が集った江戸時代の歴史的風致が蘇るとともに、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史的風致に対する住民意識の醸成を図り、建造物の修景等の誘導を促すことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



整備箇所



埋蔵文化財包蔵地

当該地区の古地図

### ③ 御杉山坂道路景観整備事業

【施設の種類】 公共施設（道路）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

社会資本整備総合交付金  
（都市再生整備計画事業）

【事業期間】 平成 25 年度

【位 置】 三の丸地区内

【事業の概要】

御杉山坂（市道上市 206 号線）の道路改良及び電線共同溝を実施し、周辺地区の歴史的風致の維持及び向上を図る。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

御杉山坂（市道上市 206 号線）は、初代藩主徳川頼房が寛永 2 年(1625)の水戸城大改修に伴って整備したもので、藩主御殿のあった二の丸曲輪に通じる重要な通路である。

御杉山坂は、現在でも道路の屈曲や勾配、斜面中段の平地が古地図のまま維持されているものの、電柱・電線が多く、現代的な歩道、車道が歴史的景観にそぐわないものとなっている。

当該事業は、電線の地中化や道路拡幅、車道・歩道の再整備を行うことで、道路の曲がりや勾配、周辺の山の斜面や空地等のたたずまいが明確に再現されるとともに、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史的風致に対する住民意識の醸成を図り、建造物の修景等の誘導を促すことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



御杉山坂（市道上市 206 号線）



整備箇所   
埋蔵文化財包蔵地 

当該地区の古地図

### (3) その他歴史的風致維持向上施設の整備，管理に関する事項

#### ① 八幡宮拝殿及び幣殿保存修理事業

【施設の種類】 歴史的風致形成建造物（予定）

【整備主体】 宗教法人 八幡宮

【活用する事業名称】 歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】 平成 20 年度～平成 23 年度（平成 20 年度は市単独補助）

【位置】 八幡町地内

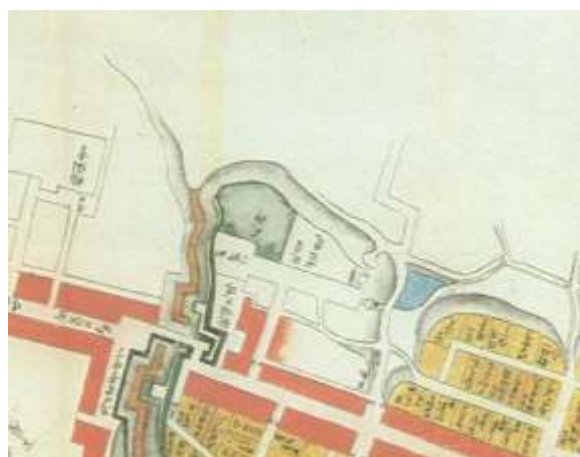
#### 【事業の概要】

水戸市指定文化財である八幡宮拝殿及び幣殿の老朽化が著しいため，保存修理（半解体修理）を実施する。

#### 【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

八幡宮の祭礼の町筋にあたる八幡宮や保和苑の周辺については，歴史的建造物が集積しており，これらを中心に情緒あふれるたたずまいが形成されている。

本事業の対象である八幡宮拝殿及び幣殿は，重要文化財である本殿に付随する建造物で，これを修理し適切に維持・保存することにより，当該地区の歴史的風致の一層の維持向上を図ることとする。



当該地区の古地図

## ② 旧酒井家屋敷跡（横山大観生誕の地）整備事業

【施設の種類】 歴史的風致形成建造物（予定）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】

歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】 平成 21 年度

【位 置】 城東 2 丁目地内

【事業の概要】

横山大観生誕の地である酒井家屋敷跡地の一部を取得し、建造物（門、塀等）の設置、顕彰碑、案内板等の整備を行うなど、市指定史跡としての整備を実施する。（平成 21 年度市史跡指定予定）

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

日本画の大家として世界的に著名な人物である横山大観は、明治元年、下市三ノ町（現在の城東 2 丁目）の水戸藩士酒井家にて生を受けた。

本事業の対象である旧酒井家屋敷跡は、本市において維持向上すべき歴史的風致の一つである鹿島神社の祭礼が巡幸する旧城下町の武家屋敷の町筋にもあたる。当該地域固有の歴史文化を象徴する史跡であり、ここを整備し適切に維持することは、戦災等で失われた武家屋敷のまちなみを整備活用する上も必要不可欠である。

建造物の設置とあわせ、顕彰碑や案内板等の整備を行い、当該史跡を中心とした魅力的なまちづくりを進め、地域の活性化を図るものである。



横山大観像



整備箇所



埋蔵文化財包蔵地



当該地区の古地図

### ③ 第二中学校周辺環境整備事業

【施設の種類】 公共施設（学校）

【整備主体】 水戸市

【活用する事業名称】 市単独事業

【事業期間】 平成 22 年度～平成 25 年度

【位 置】 三の丸 2 丁目地内

#### 【事業の概要】

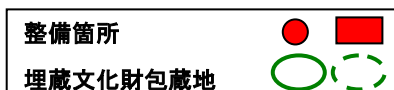
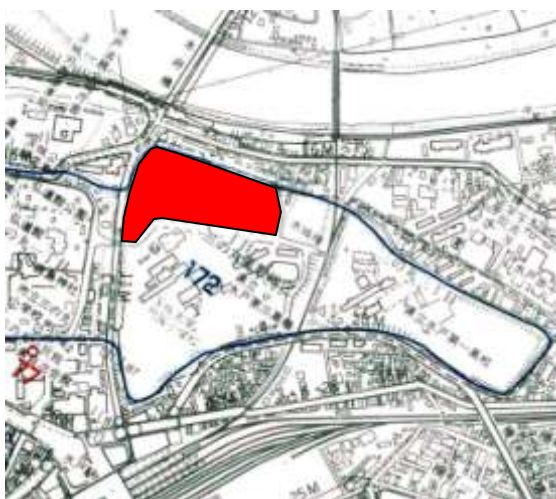
- ・ 実施設計
- ・ 発掘調査及び遺物整理・報告書作成
- ・ 学校敷地修景整備
- ・ 正門・展示休憩室整備
- ・ 歩道整備
- ・ 見晴台整備



#### 【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

第二中学校は重要文化財旧弘道館に隣接する水戸城二の丸跡に立地している。周辺は文教地区となっており、弘道館の文武の伝統を受継ぐ良好な市街地の環境が形成されている。

同中学校については、平成 18 年度より周辺の歴史環境と調和した建築物に改築を進めているが、これにあわせ、水戸城跡としての歴史性を踏まえた当該事業の実施により、弘道館方面からの回遊性や一体性が向上し、水戸の文武の伝統が息づく歴史的風致を生かした魅力あるまちづくりに寄与する。



当該地区の古地図

#### (4) 歴史的風致維持・向上に関わる助成事業（ハード事業）

##### ① 備前堀沿道地区都市景観形成助成事業

【施設の種類】 民間建造物

【整備主体】 建造物所有者

【活用する事業名称】 市単独事業

【事業期間】 平成15年度～

【位置】 紺屋町地内 他

##### 【事業の概要】

備前堀沿道地区内における優れた都市景観づくり（備前堀の持つ歴史性と調和した和風による統一感のあるまちなみの形成）に寄与する行為に対して、助成金を予算の範囲内で交付する。

##### ○助成対象事業

- ・基本設計，実施設計に係るもの
- ・建築物等の新築，増築，改築又は移転に係る工事のうち外観に係るもの
- ・門，塀又は擁壁，石垣等の新築，増築，改築又は移転に係る工事のうち、外構に係るもの
- ・オープンスペースの整備に係るもの
- ・建築設備，サービススペース等の隠ぺいの工事に係るもの
- ・建築等の外観を変更することとなる修繕，模様替又は色彩の変更に係るもの

##### 【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

備前堀は、本市において維持向上すべき歴史的風致である吉田神社の祭礼が巡幸する場所で、沿道は昔ながらの染物店が営業するなど町人町として栄えたたたずまいを残している。このような、備前堀の歴史性を生かしたまちなみの形成に寄与する行為に対し支援を行い、今後とも、良好な市街地の環境の維持向上を図るものとする。



## (5) 歴史的風致維持・向上に関わる助成事業（ソフト事業）

### ① 水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業

【種 類】 民俗芸能

【主 体】 市内民俗芸能団体（7団体）

【活用する事業名称】 市単独事業

【事業期間】 平成19年度～

#### 【事業の概要】

無形民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため、予算の範囲内で活動に対し補助金を交付する。

#### ○助成対象事業

- ・水戸市郷土民俗芸能のつどい事業費助成事業
- ・水戸市民俗芸能団体協議会事業費助成事業
- ・大串のささらばやし伝承保存及び後継者育成事業
- ・大野のみろくばやし伝承保存及び後継者育成事業
- ・田谷の棒術伝承保存及び後継者育成事業
- ・向井町散々楽保存及び後継者育成事業
- ・水戸若鷺会伝承保存及び後継者育成事業

#### 【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

本市において維持向上すべき歴史的風致を形成する「大串のささらばやし」や「大野のみろくばやし」をはじめとして、本市では主に江戸時代に起源を持つ民俗芸能が継がれてきている。

こうした民俗芸能は、市民が主体となって伝承保存と後継者育成の取組みが行われており、また、無形文化財である「水府流水術」を含めた保存団体どうしが連携し発表する場が定期的に設けられている。

それらの団体や事業への助成を通し、必要な情報提供や人材の育成を図り、重点区域を含む各地域の歴史的風致を生かした魅力あるまちづくりを、官民協働により推進することとする。



郷土民俗芸能のつどい